

湯沢町ホームステイボランティア制度実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、ボランティア活動を通じ国際交流活動の円滑化及び活発化を図り、もって地域に根ざした国際交流を推進するため、ホームステイボランティアに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「ホームステイボランティア」とは、ホームステイの受入れを通じて、相互理解と国際交流を深める家庭をいう。

(登録資格)

第 3 条 ホームステイボランティアへの登録を希望する家庭は、次の要件をすべて満たした者とする。

(1) 家族全員がホームステイボランティアの趣旨を理解し、湯沢町の国際交流の推進に熱意を有していること。

(2) 湯沢町内に家庭の生活拠点があり、ホームステイ受入が可能であること。

(3) ホームステイされる外国人に対する宿泊、食事等の基本的な日常生活のサポートをすることができること。

(申込み及び登録)

第 4 条 ホームステイボランティアとして登録を希望する家庭(以下「登録家庭」という。)は、湯沢町ホームステイボランティア登録申込書(別紙様式)を町長に提出するものとする。

(登録期間)

第 5 条 ホームステイボランティアの登録期間は、4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。なお、年度途中の登録を妨げない。

2 登録期間は、登録家庭及び湯沢町の双方に異議のない限り、登録期間満了後1年ごとに自動的に更新するものとする。

(登録の抹消)

第 6 条 町長は、登録家庭が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

(1) 登録家庭から登録取消しの申出があったとき。

(2) 登録家庭として不相当と認められる事由が発生したとき。

(報酬及び費用の負担)

第 7 条 受入れを行う登録家庭には、1人当たり1泊3,000円の報償費を支払う。

(危険負担)

第 8 条 ホームステイボランティア家庭が、ボランティア活動中の事故等によって被った損害について、湯沢町は賠償の責を負わないこととする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年2月25日から実施する

この要領は、平成29年4月1日から実施する